審　査　基　準

令和７年12月18日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第７条第１項
処 分 の 概 要：風俗営業の相続の承認
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法 令 の 定 め： 　法第７条第３項において準用する第４条第１項（承認の基準） 　規則第１条（相続承認申請書の提出）、第６条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第６条の２（心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者）、第１３条（風俗営業の相続の承認の申請）
審　査　基　準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：３０日
申　　請　　先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課（係）
問　合　せ　先：島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（0852-26-0110内線3031）
備　　考： 　法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和７年１１月２８日　警察庁生活安全局）第１３を参照すること。

別紙

審　査　基　準：

法第７条第３項において準用する法第４条第１項各号に該当しないなど、法を遵守し、適正な営業を期待できるときに承認する。

(1)　法第７条第３項において準用する法第４条第１項第３号

法第７条第３項において準用する法第４条第１項第３号に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者であり、例えば次のような者が該当する。

①　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）

②　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

③　暴力団以外の犯罪的組織の構成員で、当該組織の他の構成員の検挙状況等（犯罪率、反復性等）から見た当該組織の性格により、強いぐ犯性が認められる者

④　過去１０年間に暴力的不法行為等（規則第６条）を行ったことがあり、その動機、背景、手段、日常の素行等から見て強いぐ犯性が認められる者

(2)　法第７条第３項において準用する法第４条第１項第１３号

法第７条第３項において準用する法第４条第１項第１３号の該当の有無の判断に当たっては、申請者の事業活動と同項第３号に該当する者との関わり方を個別具体的に検証することとなるが、本号の「支配的な影響力」を有する者の範囲は、一般に、同項第６号の「支配力」を有する者よりも広いと解される。

また、法第７条第３項において準用する法第４条第１項第１３号中「その他の関係」には、親族関係、人的資本関係、株式所有関係等が含まれる。